

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の解散認可……………(同)……………一
- 土地区画整理事業の施行認可……………(同)……………一
- 建築基準法による道路の指定……………(同)……………一
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………七
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………八

告示

●東京都告示第百九号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第四十五条第二項の規定に基づき平成二十五年二月七日付けで喜多見東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年二月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都告示第百十号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第四条第一項の規定に基づき西東京市向台町五丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 施行者の住所及び氏名
西東京市向台町五丁目五番四十八号 新井 弘光
同 右 新井 マサ子
- 二 事業施行期間
平成二十五年二月七日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
西東京市向台町五丁目の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
西東京市向台町五丁目土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地
西東京市向台町五丁目五番四十八号
- 六 施行認可の年月日
平成二十五年二月七日

七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法
事務所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第百十一号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 以下「法」という。第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長 山 崎 弘 人

- | 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル) |
|----------------------|---------------|--|-------------------------------|
| 法第四十二条第一項第四号の規定による道路 | 平成二十四年十二月二十六日 | 国立市大字谷保字下新田三十九百十三番一、三十九百十七番一、三十九百十八番から三十九百二十番まで、三十九百二十七番、三十九百三十三番、三十九百三十四番、三十九百三十六番から三十九百三 | 延長 五一・五〇
幅員 〇・〇〇、〇・〇〇、〇・〇〇 |

●東京都告示第百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

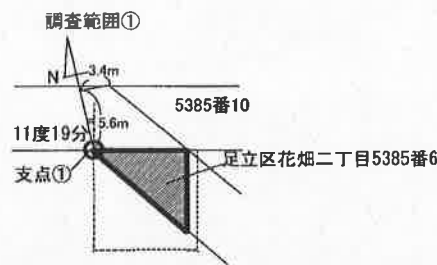
平成二十五年二月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

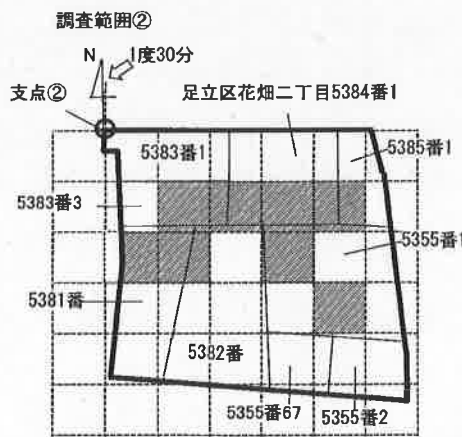
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区花畑二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

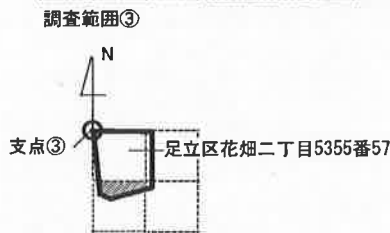
別図



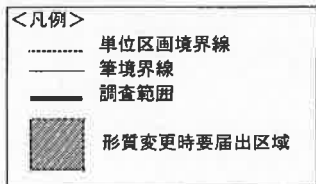
調査範囲①
<支點①>
支點①は、足立区花畑二丁目5385番10の最西端から西へ3.4m、南へ5.6mの位置とする。
<格子の回転角度> 11度19分
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲②
<支點②>
支點②は、足立区花畑二丁目5384番1の最北端とする。
<格子の回転角度> 1度30分
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲③
<支點③>
支點③は、足立区花畑二丁目5355番57の最北端とする。
<格子の回転角度> 0度
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

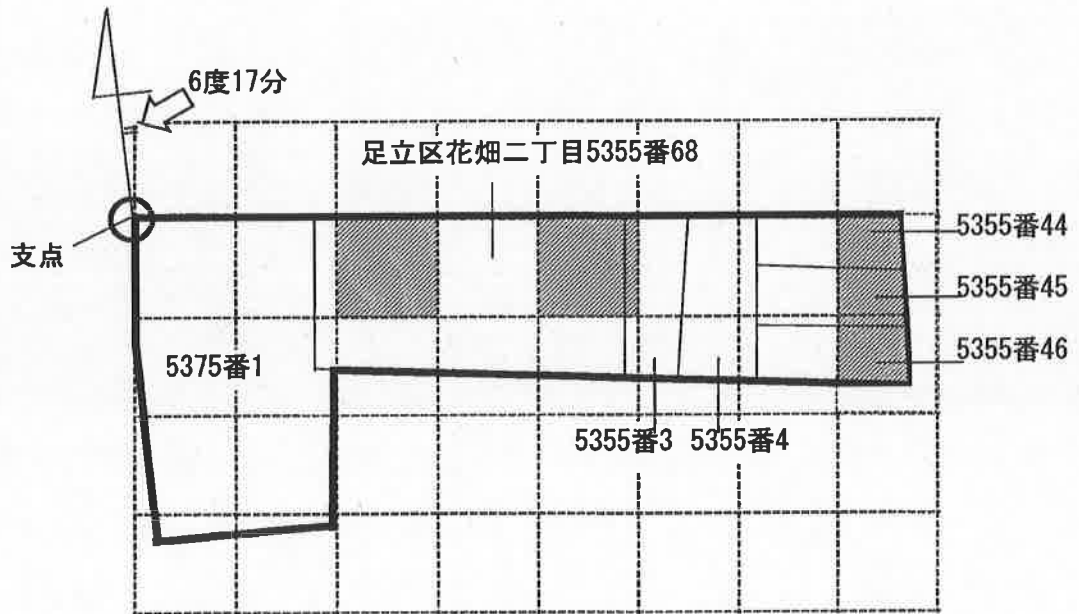
平成二十五年二月七日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区花畑二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、足立区花畑二丁目5375番1の最北端とする。
 <格子の回転角度> 6度17分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 - - - 単位区画境界線
 — 筆境界線
 — 調査範囲
 ■ 形質変更時要届出区域

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
（同）
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止、休止及び再開……………四
（福祉保健局生活福祉部保護課）
- 生活保護法による指定医療機関等の変更及び廃止……………二
（同）
- 生活保護法による指定医療機関の辞退（二件）……………六
（同）
- 生活保護法による医療機関及び施術者の指定（二件）……………九
（同）
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………三
（建設局道路管理部監察指導課）

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………四
- 土地区画整理審議会委員補欠選挙の当選人……………
- ……………（都市整備局市街地整備部管理課）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

告示

- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）……………七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）……………七

●東京都告示第千五百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第六百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十二日

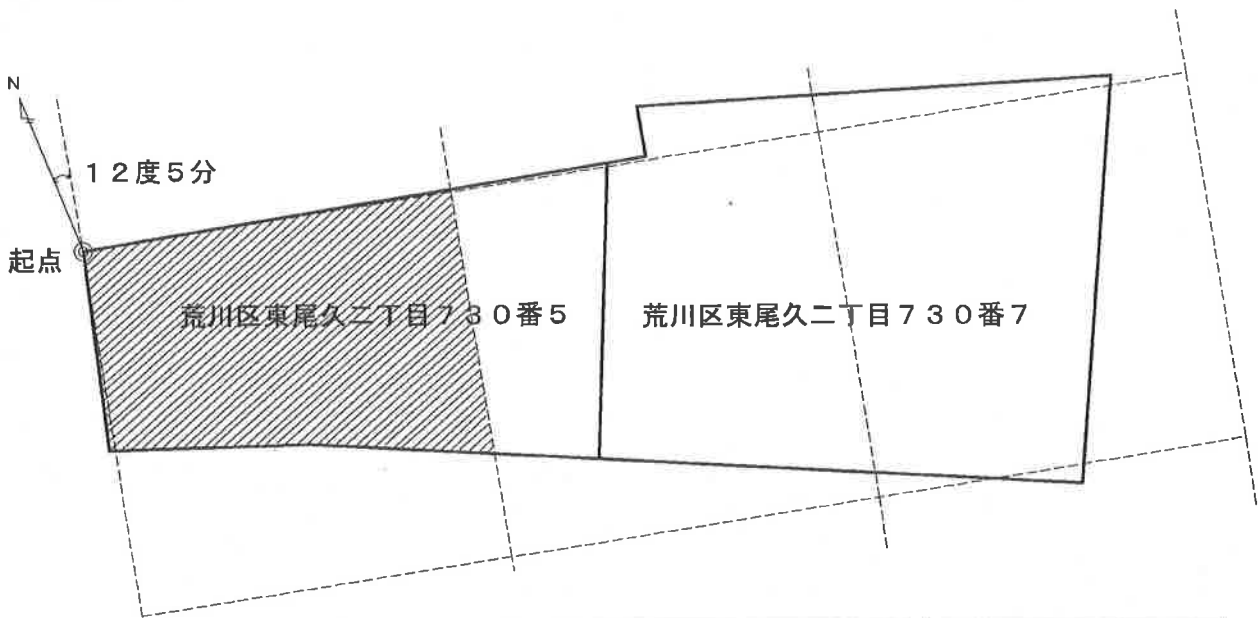
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区三園二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<起点>
 起点は、荒川区東尾久二丁目730番5の最北端とする。

<格子の回転角度> 12度5分
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 - - - 単位区画境界線
 — 筆境界線
 ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百五十五号

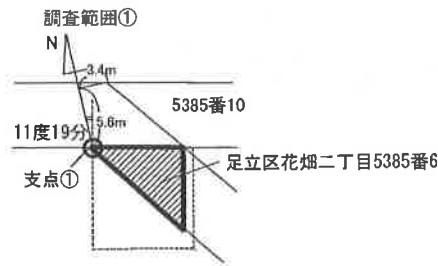
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十二日

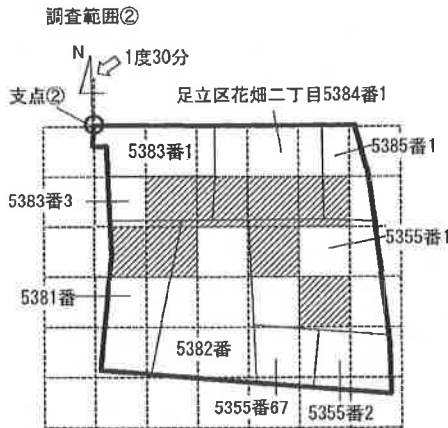
東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区花畑二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

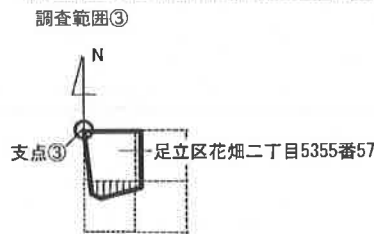
別図



調査範囲①
 <支点①>
 支点①は、足立区花畑二丁目5385番10の最西端から西へ3.4m、南へ5.6mの位置とする。
 <格子の回転角度> 11度19分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲②
 <支点②>
 支点②は、足立区花畑二丁目5383番1の最北端とする。
 <格子の回転角度> 1度30分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲③
 <支点③>
 支点③は、足立区花畑二丁目5355番57の最北端とする。
 <格子の回転角度> 0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>**
- 単位区画境界線
 - 筆境界線
 - 調査範囲
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - ▤ 指定を解除する区域

●東京都告示第千五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十条の二（法第五十五条において準用する場合を含む。）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者から、次のとおり変更、廃止、休止及び再開の届出があつたので、法第五十五条の二第二号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の二（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十二日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十六年年度地籍調査事業計画の変更……………一
……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………一
……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

告示（公）

- 技能検定員審査の実施……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……四
- 特定非営利活動法人の仮認定……………五
……（同）……五
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………六
……（同）……六
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更……………六
……（同）……六
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………六
……（同）……六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………六
……（産業労働局商工部地域産業振興課）……六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………七
……（同）……七

○河川整備基本方針の公表……………（建設局河川部計画課）……九

正 誤

○平成二十六年四月三十日付東京都規則第八十四号……………九

告 示

●東京都告示第八百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた平成二十六年年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 舩 添 要 一

調査を行う者 調 査 地 域 調 査 期 間

杉並区 杉並区西荻南三丁目の一部 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第八百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第百十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月六日

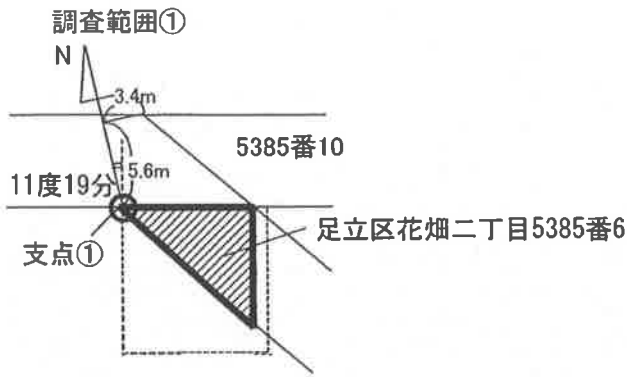
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区花畑二丁目）

目地内

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



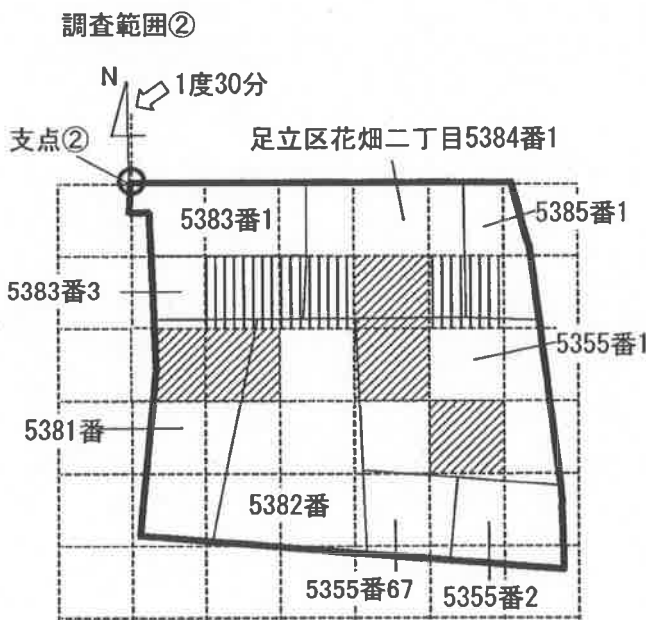
調査範囲①

<支点①>

支点①は、足立区花畑二丁目5385番10の最西端から西へ3.4m、南へ5.6mの位置とする。

<格子の回転角度> 11度19分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲②

<支点②>

支点②は、足立区花畑二丁目5383番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 1度30分

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- 形質変更所要届出区域
- 指定を解除する区域

●東京都告示第八百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月六日

東京都知事 舛添 要一

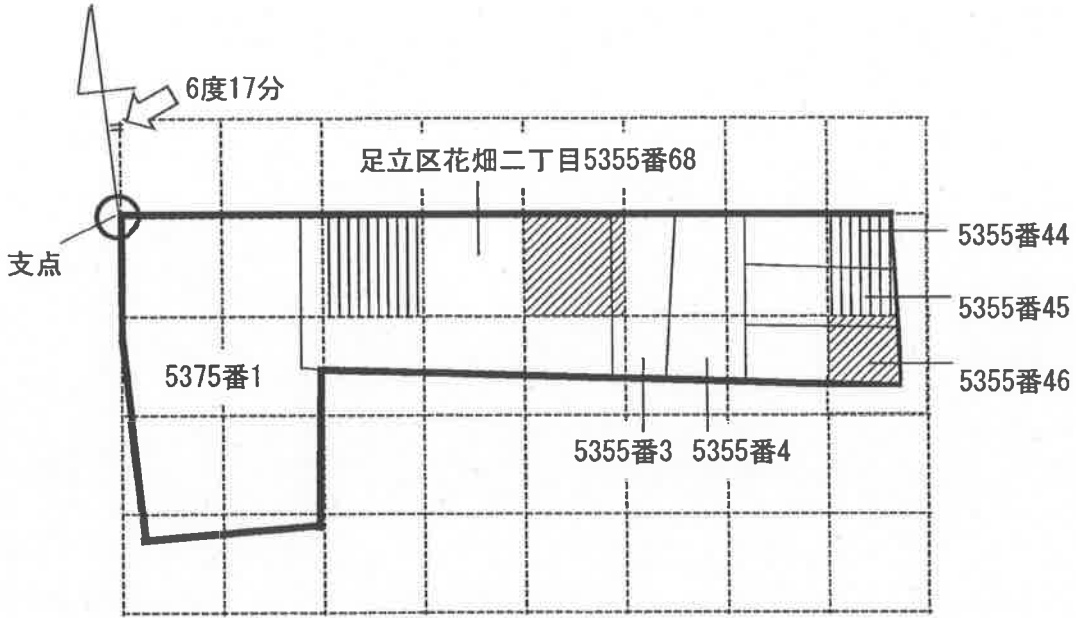
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区花畑二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



＜支点＞
 支点は、足立区花畑二丁目5375番1の最北端とする。

＜格子の回転角度＞ 6度17分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向並びにこれと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

＜凡例＞

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▨ 指定を解除する区域

告示(公)

●東京都公安委員会告示第187号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月6日

東京都公安委員会

委員長 仁田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車免許技能検定員審査
 - (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
 - (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
 - (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
 - (7) 牽引免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。
- 3 審査項目及び審査細目
- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
 - (2) 技能検定に関する知識